

木曾悠久の森管理委員会運営要領

第1 目的

この要領は、「温帯性針葉樹林の保存・復元に向けた取組について」（平成26年4月1日、25例規第6号）記5の規定に基づき設置された管理委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものである。

第2 委員会の運営

- 1 委員会は公開を原則とし、定期的を開催することとする。なお、地方自治体の長が委員となっている場合には代理を認めるものとする。
- 2 委員会内には専門的な検討を行う専門部会を設置することができるものとする。
- 3 委員会には座長をおき、委員の互選によって定める。
- 4 座長は会議を統括する。
- 5 委員会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは座長の決するところによる。
- 6 委員会は原則として木曾地方において開催する。

第3 委員の任期

委員の任期は、委嘱後の2年度内とする。但し、再任を妨げない。

第4 事務局

委員会の事務局は、中部森林管理局計画課におく。

附則

- 1 この要領は、平成26年5月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成27年12月2日から施行する。